

横浜市立富士見中学校 携帯電話取り扱いルール

昨秋、子どもを携帯電話のトラブルから守るため、学校、家庭、地域、行政、事業者の五者からなる『ケータイ・ネット』から子どもを守るための提言」が出されました。

これに基づいて、各学校では、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害から子どもを守るため、「携帯電話取り扱いルール」を定めることになりました。

その提言の中で、「今後、学校では学習に関係のない携帯電話は持ち込まないこと」となっています。しかし一方、本校では特認校で、学区外からの通学等、特別な状況の場合もあります。このような状況から総合的に判断し、学校とPTAが協議して、次のようにルールを策定いたしました。

「学校で守るべきこと」

- 1 携帯電話は学校へは持ち込まないこと。
- 2 特別の事情があって、生徒が学校に携帯電話を持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること。
- 3 2により、携帯電話を学校へ持ち込む場合は、貴重品と同じように、必ず担任に下校時まで預けること。

「家庭で責任を持つべきこと」

- 1 家庭の責任で携帯電話を持たせる場合は、生徒の発達段階に応じて、サイトへのアクセスやメール利用について厳格なルールを設けること。
- 2 インターネットを利用する場合は、生徒の利用する携帯電話には、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を利用すること。
- 3 インターネットを利用する場合、保護者は生徒の携帯電話の利用状況（友人との連絡がどのようにされているかなど）を把握すること。
- 4 生徒が携帯電話を利用したために問題が生じた場合には、学校にも連絡をし、対応について相談すること。

横浜市立富士見中学校 学校長様

携帯電話持ち込み願い書

次の理由により携帯電話を学校へ持ち込むことを許可願います。

携帯電話持ち込みの理由

平成 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印
